

多世代世帯



の



を

支援  
します

住宅取得

## 若者定住促進助成事業(多世代同居)

～制度のあらまし～

栗原市では、世代間が支え合う住環境の向上を図るため、40歳以下の若者が多世代同居を目的とした住宅を取得した場合、借入金の年末残高の5%（最大20万円）を5年間助成します。

詳しくは、お問い合わせください。

### 対象者

次の要件を全て満たす方

- ①平成29年4月1日から平成32年3月31日までに、多世代同居を目的とした住宅を取得（新築、増改築、購入）するための契約を結んだ方で、その契約日時点で40歳以下の方
- ②住宅取得に係る借入金の償還期間が、10年以上の方
  - ※多世代同居とは、3世代以上の直系の親族（妊娠中を含む）が同居することです
  - ※上記以外にも、税金の未納が無いなど、詳細な要件があります

### 助成内容

**助成額**：借入金の年末残高×5%

※助成額は、千円未満切り捨て。上限は年20万円です

**助成期間**：交付決定の年から5年間

### 申請方法

**申請先**：企画部企画課 定住戦略室（☎0228-22-1125）

または 各総合支所 市民サービス課

※申請書類は、申請先に備え付けているほか、市ホームページからもダウンロードできます

**申請期限**：平成32年3月31日のいずれか早い日



栗原市 移住

 検索
